

第 1 審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和 6 年 9 月 17 日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、「岡山市立〇〇小学校（以下「学校」という。）が岡山市立〇〇小学校 P T A（以下「P T A」という。）と交わした岡山市立〇〇小学校 P T A 事務等委任契約書（以下「委任契約書」という。）に基づいて作成した令和 5 年度 P T A 会計決算報告書 《収入の部》：会費について、何人の何か月分かの内訳 《支出の部》：総務部の 10 万円以上支出した費目（表彰費 158,125 円、教育振興費 965,167 円、研修費 108,544 円、予備費 286,750 円）についての詳細な内訳とその金額根拠となる領収書及び振込の場合は金額が分かる通帳該当ページ」についての公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 本件開示請求に対し、実施機関は、P T A 会計決算報告書の金額根拠となる領収書及び通帳（以下「本件請求文書」という。）は、学校とは別団体である P T A の事務の遂行に当たって作成し、又は取得したものであり、学校が保有しているものではないため公文書には当たらないことから、当該請求に対し、非開示とする本件処分を行った。

- 3 上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、令和6年10月8日付けで本件処分を取り消し、開示決定を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和6年11月14日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 請求人及び実施機関の主張の要旨

1 請求人の主張要旨

審査請求書、反論書等によると、請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

P T A会計決算報告書は学校が作成しており、本件請求文書は学校内に保管され、学校が管理している。さらに、保護者は自由に扱うことができない状態であると前教頭から聞いている。学校がそれらの情報を保有していないのであれば、学校としてP T A会計決算報告書の作成もできないと考えられる。条例にも、条件付きではあるが他団体の情報についても情報を作成し、又は取得していれば開示の対象となり得ることが書かれている。

また、委任契約書の第1条には委任事項として、「（1）会費の集金及び督促（2）印判、出納簿及び預金通帳等の保管・管理（3）経理事務」と記載されており、通帳は記載があるが、領収書は記載が無い。つまり、領収書の保管は委任されていないことが明白である。よって、本件請求文書は保管を委任されているものであることは明らかであるとの主張は拡大解釈である。委任契約書は委任すべき事項を明確にするためのもので、「保管を委任されていると考える」というような解釈の余地が無いようにするべきものであ

る。これを認めるのなら、それらしい理由を付ければおおよその物が当てはまってしまうと考えられる。

委任契約書記載の経理事務は令和6年度のものであると判断されるところ、令和6年度分の経理事務を行うにあたり、令和5年度分の領収書の保管や管理は必要でないため、PTAから学校へ委任されたものではないと考えるのが妥当である。実施機関は、令和5年度以前は委任契約書を交わしていないが事務は一任されていると主張しているが、その根拠が存在しない。いつ誰がどのような方法で学校に委任事項を頼んだのかが不明であり、委任されていないものと考えられる。

2 実施機関の主張要旨

弁明書等によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件請求文書は、岡山市立〇〇小学校PTA事務等委任契約（以下「委任契約」という。）に基づき、学校の教職員がPTAの事務に従事し、当該事務の遂行に当たって作成したものである。

条例第2条第2号で定める公文書の定義中、「職務上作成し、又は取得した」とは、職員がその任務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得したといえる段階にあるものを指しており、職員が別の団体の事務に従事している場合において、当該事務の遂行に当たって作成し、又は取得したものは、実施機関が保有しているものではないので、開示の対象にならない。

また、本件請求文書は、PTAから学校が保管を委任されたものであるため、同様に開示の対象にならない。

領収書は、委任契約に基づき行った業務の中で学校が取り扱った書類ではあるが、PTAから学校に対して送付されてはおらず、学校は取得していないため、公文書の開示の対象とはならない。

また、委任契約書第1条第2号のとおり、預金通帳等の保管は委任されている。通帳のほかに印判や出納簿の保管・管理、経理事務も委任されており、委任業務を行う上で領収書の取り扱いが発生するのは当然である。したがって領収書は保管を委任されていると考えるのが至極自然であり、何ら拡大解釈ではない。保管・管理の対象物を保有するのは委任した者（P T A）である。

学校とP T AがP T Aの事務等の委任に関する契約書を締結したのは令和6年3月26日が初めてである。これまで学校は委任契約書第1条に記載されている委任事項の事務をP T Aから一任され、行ってきたおり、令和5年度まで契約書は交わさずP T Aの経理事務を行っていた。領収書の保管や管理は経理事務の具体的な業務内容であることから、領収書の保管や管理についても委任を受けているのであり、何ら拡大解釈によるものではない。

第4 審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 基本的な考え方

本件請求文書が公文書に該当しないことを理由に非開示とした本件処分に対し、請求人は、学校がP T A会計決算報告書を作成し、領収書及び通帳の保管及び管理をしている等の事情をもって、公文書に該当することから対象文書として特定し、開示決定することを求めている。

これに対し、実施機関は、本件請求文書は学校の教職員がP T Aの事務に従事し、当該事務の遂行に当たって作成したものであって、条例第2条第2号で定める公文書には該当しないこととしている。これを踏まえ、本件請求文書が条例第2条第2号に規定

する公文書に該当するか検討する。

2 本件請求文書の公文書該当性について

P T Aは、保護者と教職員で構成された社会教育関係団体であり、保護者と教職員が協力し、子どもたちの健全育成を図ることを目的に活動している任意団体である。本件に限らず、通常、学校とP T Aは相互協力のもとに成り立つ関係であり、学校の教職員もP T A活動に参画することが想定されるところである。

条例第2条第2号では、「公文書」とは、実施機関の職員（中略）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、テープ及び電磁的記録（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうと定義されている。

当該規定について、「職務上作成し、又は取得した文書」とは、職員がその任務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得したといえる段階にあるものを指すと解される。また、「実施機関が保有しているもの」とは、実施機関内部において当該文書が公的に支配されている状態にあるものをいい、文書を支配しているというためには、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を現実には有している必要があると解される。すると、職員が、第三セクター・外郭団体等別の団体（法人格の有無は問わない。）の事務に従事している場合において、当該事務の遂行に当たって作成し、又は取得した文書は、実施機関に当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄の取扱いを判断する権限はないことから「実施機関が保有しているもの」とはいえず、公文書の対象とならないものと解される。

上記に照らし本件について検討したところ、学校とP T Aは緊密な関係ではあるものの、P T Aは学校とは別に独自の意思決定

を行う、独立した任意団体であると認められるところ、本件請求文書は、教職員がPTAの事務の遂行に当たって作成し、又は取得したものである。そのため、本件請求文書については、所在が学校であったとしても、作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限は、教職員ではなく、あくまでPTAに存するものであると考えるべきであるから、「実施機関が保有しているもの」には該当しない。

なお、請求人と実施機関の間では、委任契約書の記載内容の解釈及び委任契約書締結前の年度において委任関係が成立するかについて議論が交わされているが、いずれにしても、本件請求文書は、上記のとおり「実施機関が保有しているもの」に該当しない。

以上により、本件請求文書に公文書の該当性を認めることはできない。

3 小括

以上のことから判断すると、本件処分にかかる実施機関の判断に不合理な点があるとはいえない。なお、請求人はその他縷々主張するが、本件処分の判断に直接関係するものではなく、また、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、第1記載のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

令和6年11月14日	諮問書の收受
------------	--------

令和6年12月10日	請求人側反論書の収受
令和7年1月9日	実施機関側再弁明書の収受
令和7年1月14日	請求人側再反論書の収受
令和7年2月4日	実施機関側再々弁明書の収受
令和7年2月13日	請求人側再々反論書の収受
令和7年2月27日	実施機関側再々々弁明書の収受
令和7年3月10日	請求人側再々々反論書の収受
令和7年3月27日	実施機関側再々々々弁明書の収受
令和7年4月7日	請求人側再々々々反論書の収受
令和8年3月26日	審議
令和8年4月27日	審議
令和8年5月25日	審議
令和8年6月30日	審議
令和8年7月7日	答申